平成２２年（フ）第３３号
山形県酒田市千石町２丁目６番20号、前住所山形県酒田市浜田２丁目１番25号
債務者　渋谷　道子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１３２号
群馬県高崎市福島町777番地２　カサ・フェリスＢ101号
債務者　大和サインこと　大山　達男
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３３号
群馬県高崎市福島町777番地２　カサ・フェリスＢ101号
債務者　大山　和江
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６１９号
埼玉県上尾市大字南511番地76
債務者　結城小百合
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
埼玉県比企郡小川町大字小川722番地５　スカイハイツ202
債務者　小澤　普美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６７号
埼玉県児玉郡神川町渡瀬878－１　カネザワハイムＢ号、住民票上の住所群馬県高崎市八幡町1186番地10
債務者　堀田　章裕
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９３号
埼玉県行田市大字下忍140番地４
債務者　燃脇とし子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１４号
埼玉県本庄市中央２丁目３番９号　若泉パークレヂデンスＤ館305号
債務者　川久保敬太
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９号
千葉県東金市田間1011番地１　ハニーハイツ305
債務者　野村　正剛
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４号
千葉県山武市大木542番地112
債務者　八木森　茂
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５８号
千葉県東金市東金1159番地　シャトルハイツⅡ－201
債務者　曽我　晋司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
千葉県山武市板川317番地19
債務者　新開　福栄
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６０号
千葉県山武郡横芝光町新島3171番地１　メゾンドミツワ107
債務者　早川　謙司
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３号
岐阜県可児市禅台寺４丁目11番地
債務者　横山　行雄
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４４号
岐阜県可児市禅台寺４丁目11番地
債務者　横山　竜子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１０００号
愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田103番地　クレールメゾン西101
債務者　長村　　涼
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５９号
名古屋市緑区黒沢台３丁目1003番地　ハイツ香蘭１Ｃ号
債務者　竹腰　紀江
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部